

和歌山大学情報化推進規程

制 定 平成20年 7月25日
法人和歌山大学規程 第 861号
最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学（以下「本学」という。）における情報基盤の整備と情報セキュリティの確保を図り、情報サービスの向上を目途に、総合的に情報化を推進するため、必要な事項を定める。

(管理・運営組織)

第2条 学内情報のモラルと安全を期するため、学長を総括情報管理者とする。

2 学内情報のモラルと安全を期するため、総括情報管理者の下に管理者及び副管理者を置く。

3 前項の管理者及び副管理者に関する事項は、別に定める。

(情報化に関する審議)

第3条 第1条の趣旨を達成するために必要な事項の審議は、和歌山大学教育機構学術情報センター運営委員会において行う。

(事務)

第4条 情報化推進に関する事務は、学術情報課において処理する。

附 則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1106号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1898号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2669号）

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。